IATA航空危険物規則 自己適合宣言書

製品名	国連番号	Proper Shipping Name	特別規定 IATA	備考
YAMAHA製ニッケル水素電池(JWB2)	UN3496	Batteries, Nickel-Metal Hydride	A199	JWB2はIATA Dangerous Goods Regulation 第67版において危険物に分類されており、左記の特別規定に従って輸送されなければならない。

判定、及び 輸送時の注意点	YAMAHA製ニッケル水素電池(JWB2)は上記特別規定が適用される。 旅客及び運航者が特別規定に従えば、この電池は航空機による輸送が可能である。 輸送時は短絡、予期せぬ起動防止の為、下記を実施すること。 電池を車いすから取り外すこと。 電池に短絡が生じないように絶縁し保護すること。(例:保護キャップ) 取り外した電池は(例えば個々の電池を保護袋に入れるなどして)損傷しないように保護すること。 最終的な判断は、本書類を参考に航空会社が下す。

日付	2026、2、4
会社名	ヤマハ発動機(株) SPV事業部　JWビジネス部
名前	森川　泰年
署名	森川泰年

YJ2026NJ-J